☆　必ず、工事に着手する前に手続きをしてください。
☆　交付決定前に工事に着手をしたものには補助金がでません。

ブロック塀

ブロック塀等耐震化促進事業　　補助金交付手続きフロー

申　請　者		市
●　交付の申請	→	
添付書類 ①　補助金交付申請書（様式第１号その６） ② 工事費用の見積書の写し ③ 撤去前の配置平面図、立面図 ④ 撤去前の写真 ⑤ 承諾書（申請者が所有者以外の場合） ⑥ 点検項目 ⑦ 補助金交付請求書（様式第８号）（代理受領制度を利用しない場合） ⑧ 通帳の写し（代理受領制度を利用しない場合） ☆改善事業を行う場合 ⑨ 改善計画書（配置平面図、立面図、断面図） ★道路後退部分の撤去がある場合 ⑩誓約書 代理受領制度を利用する場合 ⑪代理受領事前届出書 ⑫代理受領に係る補助金交付申請書（様式第７号） ⑬相手方登録申請書（受任者が相手方登録をしていない場合）		
	←	交付の決定　● 補助金交付決定通知書（郵送）
★契　約		
↓		
ブロック塀改修（撤去）工事		
↓		
●　完了実績報告	→	
添付書類 ① 完了実績報告書（様式第５号） ★撤去事業 ②　契約書の写し又は領収書の写し（代理受領制度を利用する場合、領収書の写しに限る） ③ 撤去後の写真 ☆改善事業のみ上記に加えて ③　工程写真 代理受領制度を利用する場合 ④　代理受領委任状		
	←	交付の確定　● 補助金交付確定通知書（郵送）
	←	補助金の支払い　● 口座振込み